

物品売買（単価）仮契約書（案）

売主志木市（以下「甲」という。）と買主〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、物品売買（単価）について次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙双方とも信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 甲は、その所有する次の物品及びその付属品（ACアダプタ）（以下「物品等」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

物品名	予定数量
Apple iPad 第8世代 Wi-Fi モデル	仕様書別紙のとおり

（売買代金）

第3条 売買代金の単価は、物品1台あたり、●●●●円（税抜き）とする。

2 売買代金の総価は、前項の単価に実際に引き渡した物品の数量を乗じた金額とする。

（売買代金の支払い）

第4条 乙は、データ消去完了証明書を甲に提出し、甲が物品に係る別紙仕様書に定めるデータ消去作業（以下「データ消去作業」という。）の履行の確認を行った後、前条に定める売買代金を甲に支払うものとする。

2 前項の売買代金の支払いは、乙がデータ消去作業を履行した日から30日以内に行うものとする。

（所有権の移転）

第5条 物品等の所有権は、前条の支払い完了後、甲から乙へ移転するものとする。

（契約不適合責任）

第6条 乙は、この契約締結後、乙が物品等にこの契約内容に適合しない状態があることを発見しても、甲は、その責めを負わないものとする。

（危険負担）

第7条 天災地変その他甲乙いずれの責にも帰することのできない事由により、物品等が滅失又は毀損したときは、引き渡し前にあっては甲の負担とし、引き渡し後にあっては乙の負担とする。

（違約金）

第8条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、第3条に定める売買代金の2割に相当する金額を違約金として甲に対して支払わなければならない。

2 前項の違約金は、違約罰であり、第10条に定める損害賠償額の予定又はその一部とはしない。

（契約の解除）

第9条 甲又は乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、その相手方はこの契約を解除することができる。

（損害賠償）

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（機密保持）

第11条 甲及び乙は、相手方の書面による承諾がない限り、本契約上知り得た相手方の機密情報を第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本契約の目的以外に使用してはならない。

（契約の費用）

第12条 この契約の締結及び履行に要する費用は、乙の負担とする。

（補則）

第13条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（その他特定条件）

第14条 この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年志木市条例第9号）第2条の規定による議会の議決を経たときは、これを本契約とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名（法人については記名によることができる。）押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 志木市中宗岡1丁目1番1号
 志 木 市
氏 名 志木市長 香 川 武 文

乙 住 所
氏 名